

ステンレス鋼管及び継手の リサイクルマニュアル

平成 15 年 10 月

ステンレス協会
(社)日本鉄リサイクル工業会

目 次

はじめに	2
1. ステンレス鋼管及び継手のリサイクル	2
2. ステンレス鋼管及び継手の回収フロー	3
3. ステンレス / (社)日本鉄リサイクル工業会によるステンレス鋼管及び 継手の回収情報処理フロー	3
4. 金属リサイクル伝票による管理	4
5. (社)日本鉄リサイクル工業会の回収受入基準	5
資料	
回収品の引取り又は納入に関する手続	6
金属リサイクル伝票 見本	7
問合せ先 一覧表	8

はじめに

平素は、ステンレス協会扱い商品のステンレス鋼管及びステンレス鋼管用管継手をご使用頂きまして有り難う御座います。

本冊子は、ステンレス協会と(社)日本鉄リサイクル工業会が共同で進めております「ステンレス鋼管及び継手のリサイクル」について説明したものであります。

我が国におきましては、21世紀における環境負荷低減と持続的成長の相反する命題をバランスよく推進する為に、循環型経済システムを構築する必要があるとの事が各方面で論じられております。

私たちステンレス協会は、この循環型経済システムに良くマッチしているのがステンレス鋼と考えています。

ステンレス鋼は既にリサイクル率80%以上と他の素材に比べて良いリサイクル率を示しております。このリサイクル率を更に向上させ、100%にする為に、当協会と(社)日本鉄リサイクル工業会が共同で検討を進め、以下に示しますリサイクル体制を確立致しました。

ぜひとも、ステンレス協会の活動をご理解頂き、我が国の持続的成長の為に、ステンレス鋼及び継手のリサイクル化に更なるご協力をお願い申し上げます。

1. ステンレス鋼管及び継手のリサイクル

図-1にステンレス鋼管及び継手のリサイクルフローを示します。今回構築致しましたリサイクル体制は(社)日本鉄リサイクル工業会が既に日本全国に持っている組織を有効利用して確立したものです。

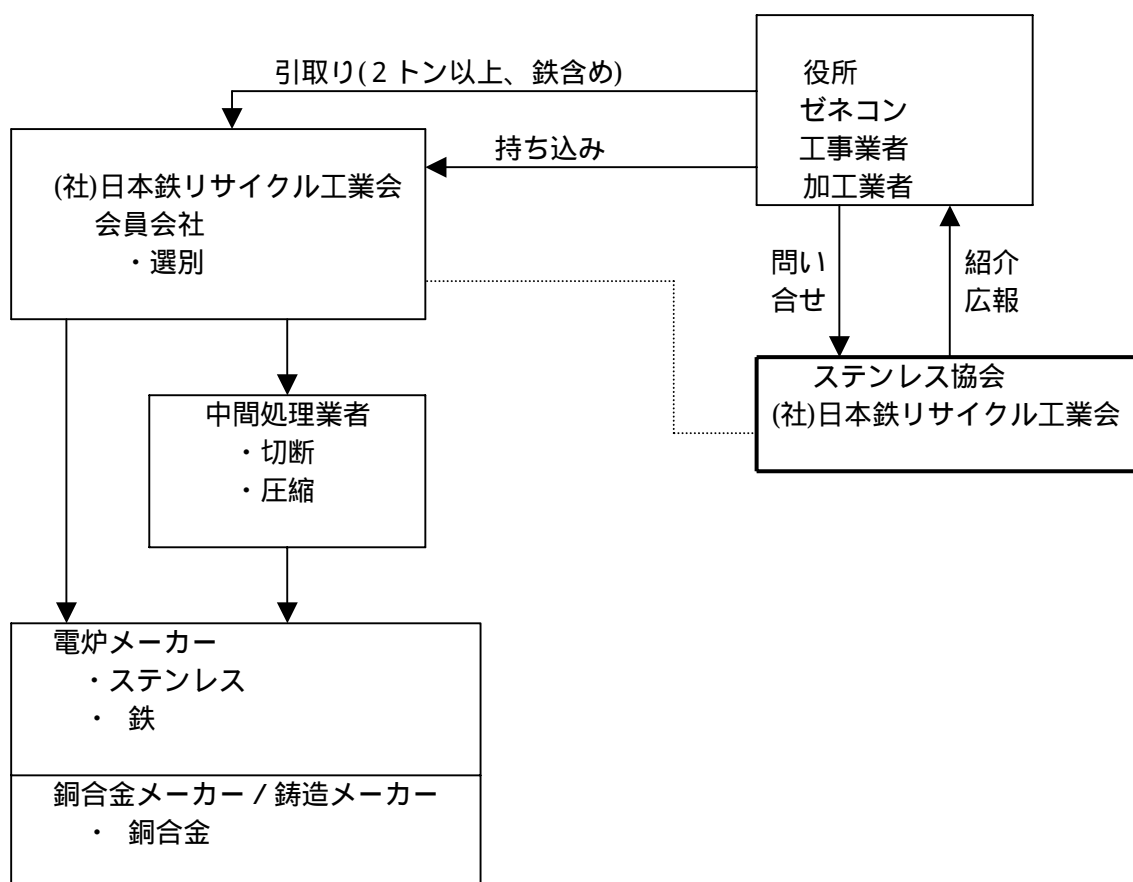
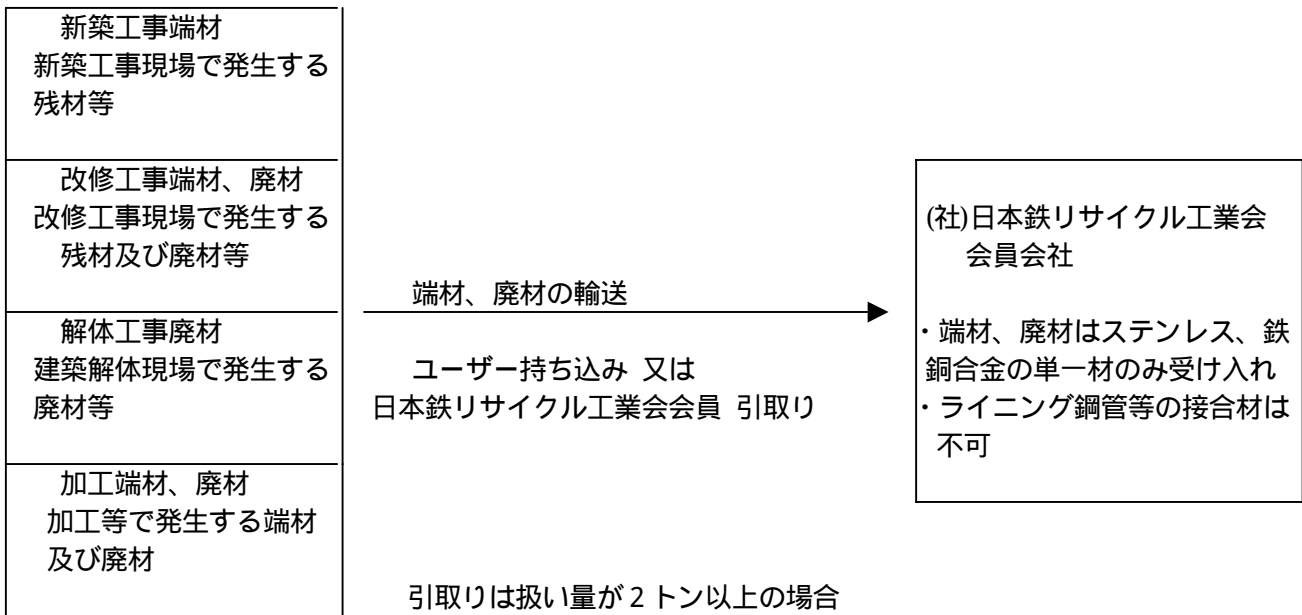
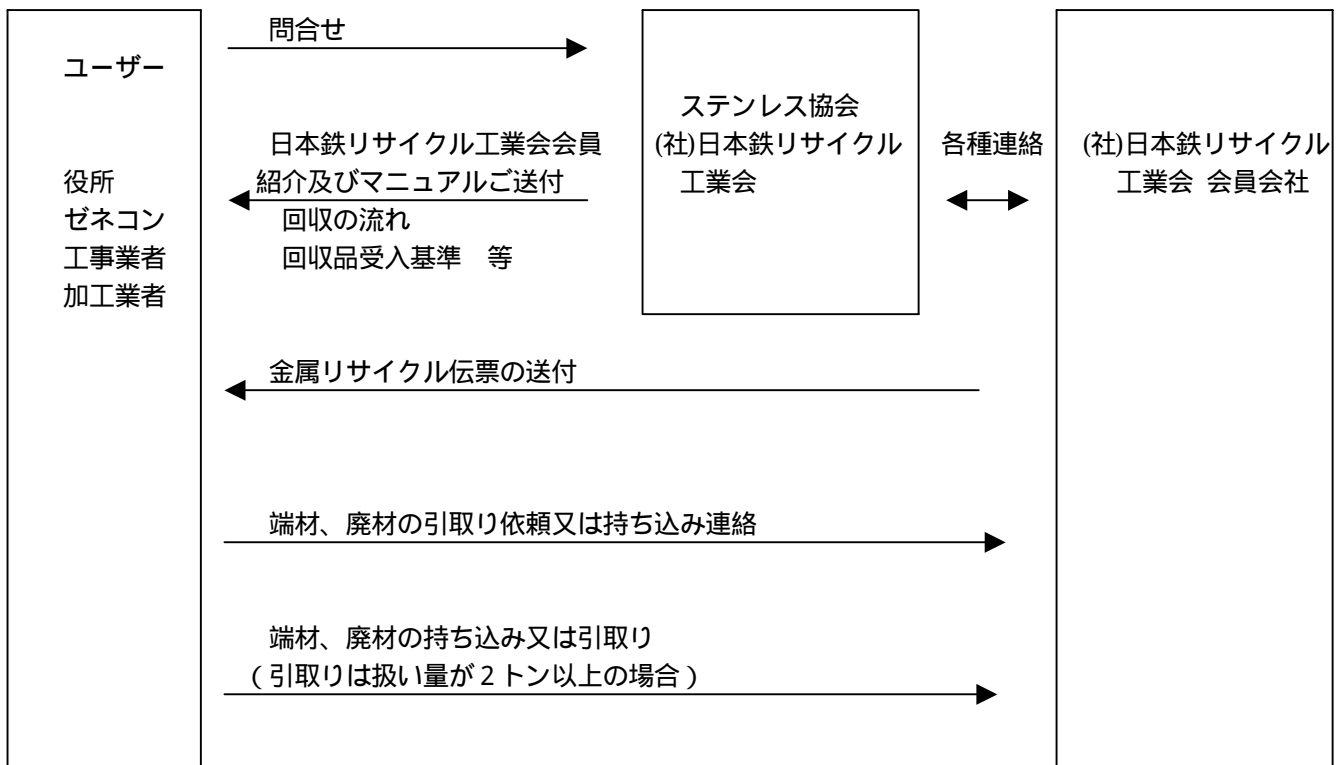


図 - 1 ステンレス鋼管及び継手のリサイクルフロー

2. ステンレス鋼管及び継手の回収フロー（端材、廃材）



3. ステンレス / (社)日本鉄リサイクル工業会 によるステンレス鋼管及び継手の回収情報処理フロー



4. 金属リサイクル伝票による管理

建築解体廃棄物の場合、廃棄物になった段階における適正処理の確保については、廃棄物処理法により不法廃棄に対する罰則及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）による管理等の措置がなされている。但し、金属くずは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第14条1項及び4項の専ら再生利用を目的とする専ら物スクラップであり、スクラップ業者が引き取る場合はマニフェストは不要となる。今回、ステンレス協会及び(社)日本鉄リサイクル工業会が主体となって進めるステンレス鋼管及び継手の端材、廃材の回収はこの専ら物スクラップに当たるため、マニフェストは不要となる。

しかし、回収された専ら物スクラップが確実に再生利用されている事を管理する意味から、(社)日本鉄リサイクル工業会が発行する「金属リサイクル伝票」によってリサイクルをより確実なものにして行きたいと考える。

(1) 金属リサイクル伝票

金属リサイクル伝票は5枚綴りとなっており、内訳は以下の通りです。

- ・ A票 : 排出事業者控え用
- ・ B票 : 運搬事業者保存用
- ・ C票 : 再生事業者保存票
- ・ D票 : 工業会本部保存用
- ・ E票 : 排出事業者保存用

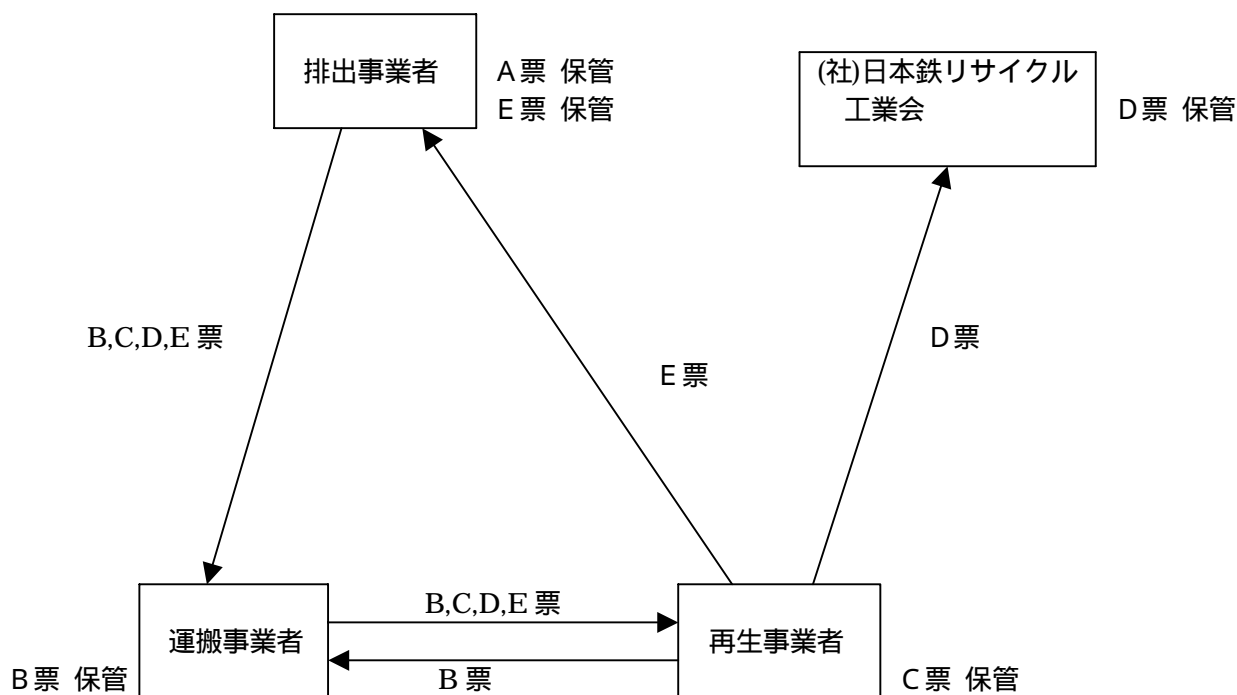
(2) 金属リサイクル伝票の管理フロー

再生事業者は、会社名、事業所名、同住所、電話番号、担当者名を記入の上、運搬事業者経由、あるいは直接、排出事業者へA, B, C, D, E票5枚を回付します。

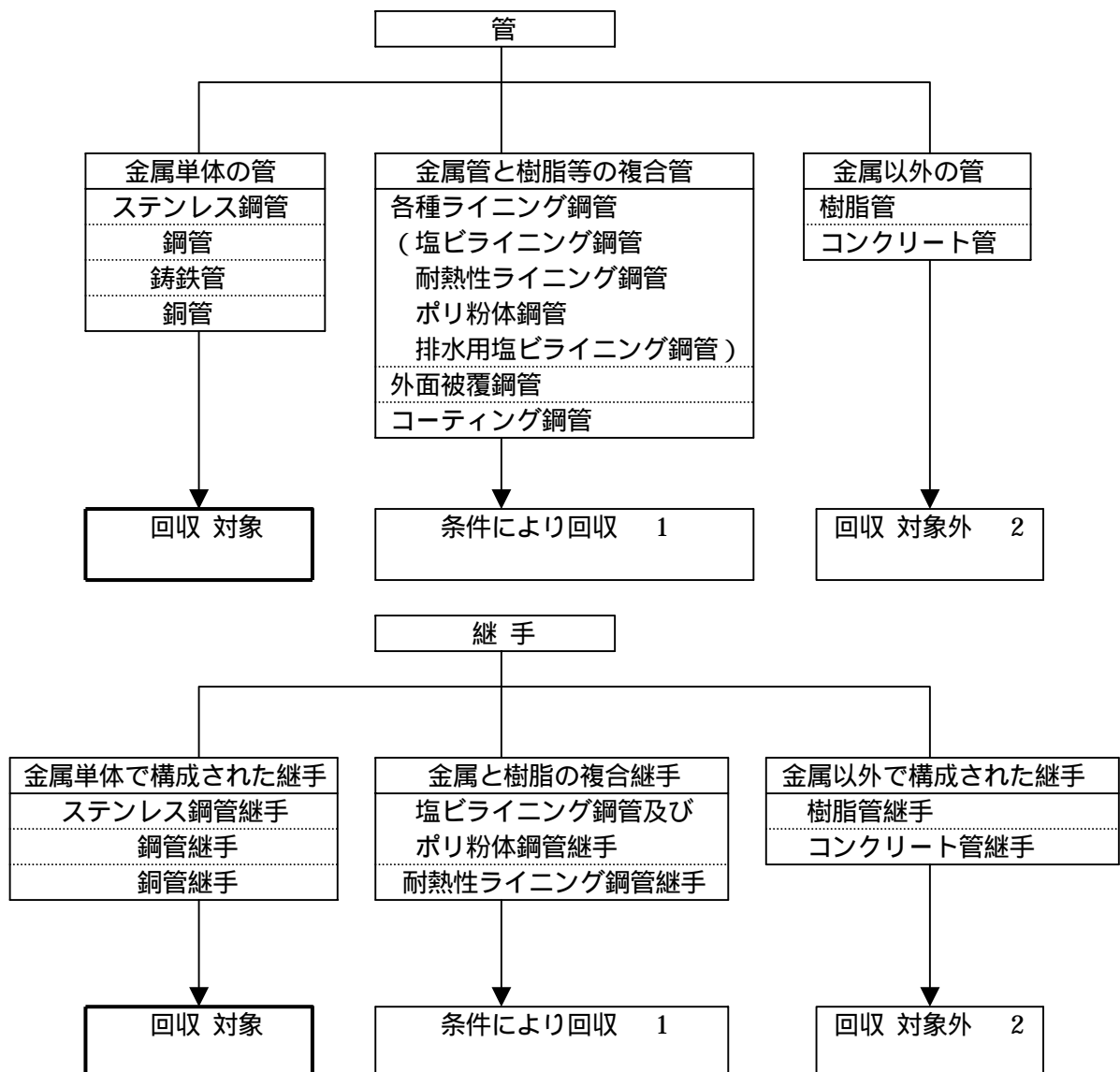
排出事業者は荷物排出時に、会社(事業所)名、住所、電話番号を記入の上、A票を自ら控え、B, C, D, E票の4枚を運搬事業者（依頼しない場合は直接再生事業者）に回付します。

運搬事業者はこれら4票に同様事項を記入の上、再生事業者へ回付します。

再生事業者は、荷物受入時にB, C, D, E票4枚に荷物受領確認印を押印もしくは自署し、受領年月日、種類、数量を記入の上、C票は自ら保存し、B票は運搬事業者保存用に、D票は工業会保存（管理）用に、E票は排出事業者保存用に送付する。



5. (社)日本鉄リサイクル工業会の回収受入基準
 (1) 回収対象品目



- 1 (社)日本鉄リサイクル工業会 各会員会社にご相談下さい。
- 2 (社)日本鉄リサイクル工業会ではリサイクル対象外ですが、他の団体ではリサイクルされている場合がありますので、ご注意ください。

(2) 回収受入基準

回収対象は管、継手共に金属単体で構成されたもののみであり、ライニング管、ライニング継手等の金属と樹脂の複合品は含まない。また、出来る限り材質ごとに分別する事が望ましい。

以下の場合にはリサイクルが困難となりますので、受け入れ出来ない場合があります。

- セメント、モルタルが多量に付着したもの。
- 保温材、防食テープ等が多量に付着したもの。
- 塗料等が多量に付着したもの。
- 泥等が多量に付着したもの。

また、管と継手は出来る限り解体し、シールテープ等は取り除く事が望ましい。
 詳しくは回収受入をご依頼される工業会会員会社に直接お問合せ、もしくはご相談ください。

回収品の引取り又は納入に関する手続

(1) 回収先の問合せ

《手順1》

- ・ステンレス鋼管又は継手の端材、廃材が発生した場合は、ステンレス協会(以降協会という)又は(社)日本鉄リサイクル工業会(以降工業会という)各支部に問い合わせる。
- ・連絡先はステンレス鋼管及び継手のリサイクルに関する問合せ先一覧表参照の事。

【協会又は工業会各支部の対応】

- ・お客様の連絡を受けて、工業会各支部よりお客様に一番便利な工業会会員会社を紹介する。併せて、協会はリサイクルに関するマニュアル等を送付する。

(2) 工業会会員会社との打合せ

《手順2》

- ・協会又は工業会より紹介された工業会会員会社に連絡する。
- ステンレス鋼管又は継手の種類、重量、形態等を打ち合せて、回収方法を定める。

【工業会会員会社対応】

- ・工業会各会員会社より『金属リサイクル伝票』をお客様に送付する。
- ・回収品の量が2トンを超える場合は、原則として工業会会員会社が引き取りに伺いますので、引き取りの場所、日程等を打ち合せます。
- ・回収量の量が2トンに満たない場合でも、工業会会員会社にて引き取りが可能な場合も有りますので、問い合わせる。

(3) 回収品の搬入又は引き取り

《手順3》

- ・お客様にて工業会会員会社まで、搬入する場合は、事前にお打ち合わせした場所、日時にて搬入作業を開始して下さい。
- ・『金属リサイクル伝票』にお客様の会社(事業所)名、住所、電話番号を記入し、A票をお客様の控えとして、B, C, D, E票の4票をお持ち下さい。

注意事項)回収品の基準に関しては、5ページに掲載してある『(社)日本鉄リサイクル工業会の回収受入基準』を参照の上、回収の可否をご検討願います。

【工業会会員会社対応】

- ・工業会会員会社がおお客様の所に回収品を引き取りに伺う場合は、事前に回収場所・日時等をお打ち合わせ下さい。
- ・この場合も『金属リサイクル伝票』にお客様の会社(事業所)名、住所、電話番号を記入し、A票をお客様の控えとして、B, C, D, E票の4票を回収に伺った業者にお渡し下さい。

(4) 回収品の納入完了手続

《手順4》

- ・回収作業完了後、再生事業者より金属リサイクル伝票E票が送られて来ますので、内容等の確認の上、お受取り、3年間保管下さい。

問合せ先 一覧表

ステンレス協会 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10 鉄鋼会館4階
TEL 03(3669)4431 FAX 03(3669)4435
E-MAIL: itakura@jssa.gr.jp <http://www.jssa.gr.jp>

社団法人 日本鉄リサイクル工業会

本 部 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10 鉄鋼会館5階
TEL 03(5695)1541 FAX 03(5695)1548
E-MAIL: jisri@fa2.so-net.ne.jp <http://www.jisri.or.jp/>

北海道支部 〒066-0077 北海道千歳市上長都1130-16 第3工業団地 (株)マテック千歳支店内
TEL 0123(42)0488 FAX 0123(49)2194
E-MAIL: jisri-ho@matec-inc.co.jp

東北支部 〒962-0001 福島県須賀川市森宿字ヒジリ田1番地 (株)釜屋スクラップセンター内
TEL 0248(75)1100 FAX 0248(76)8115
E-MAIL: kamaya@ceres.ocn.ne.jp

関東支部 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10 鉄鋼会館5階
TEL 03(5695)1541 FAX 03(5695)1548
E-MAIL: jisri@fa2.so-net.ne.jp

中部支部 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-21 三井物産ビル1階
TEL 052(586)3681 FAX 052(533)2655
E-MAIL: jisri-c@synnet.or.jp

関西支部 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-23-26 西八千代ビル4階A号
TEL 06(6441)6057 FAX 06(6441)6058
E-MAIL: jisri-ks@db3.so-net.ne.jp

中四国支部 〒700-0973 岡山県岡山市下中野347-104 ヒラキンビル2階 平林金属(株)内
TEL 086(246)0011 FAX 086(246)1100
E-MAIL: jisrics@ps.sakura.ne.jp

九州支部 〒804-0076 福岡県北九州市戸畑区銀座1-5-6 岸川商事(株)内
TEL 093(873)3690 FAX 093(873)3565
E-MAIL: jisri9@oct.ne.jp